

意見提出者	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
1. 項目	行政が発行する証明書の電子化
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>行政機関への請求については、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」に基づき電子化が推進されているが、行政機関が発行する証明書の発行・交付については、個別法において書面での交付が依然として原則になっており、国民は書面で受け取っている。</p> <p>そのため、国民が行政手続きを行う際の届出・申請はオンラインで行えても、行政機関が発行した証明書の添付は電子化できず、郵送で行うなどの負担が生じている。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第7条 ・戸籍法施行規則第73条 ・地方税法、各地方自治体の税賦課徴収条例および条例施行規則 ・雇用保険法施行規則 など
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>国民本位の電子行政の実現のため、申請者（国民）が行政機関から取得して、他の機関へ提出する証明書などの情報はすべて電子化し、申請者本人同意のもと、行政機関同士でオンライン送受信できる仕組みを整備すべきである。</p> <p>また併せて、本人同意のもと、電子化された証明書が行政機関と民間との間で送受信できる仕組みを整備し、官民での情報連携を可能とするべきである。</p> <p>以上の整備については各々の証明書に係わる法令を個別に改正するのではなく、一括法にて実施するべきである。</p> <p>これによりワンストップサービスが実現できれば、官民合わせて引越し業務で約1000億円、退職業務で約1200億円程度の削減が期待できる。</p>